

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

長崎市消費者センターからの情報です。

警戒情報

配信日 平成29年12月27日

「水道管の点検に来ました」 ～それは水道局の職員ではありません！～

内容

「水道管の点検に来ました」と男性が訪ねてきた。水道局の人のように思えたので、点検を了承した。点検に2～3分かかると言ったが、30秒ほどで戻ってきて「排水管がすごく汚い。2,700円で清掃する」といきなり言われた。

消費生活センターからのアドバイス

水道局は、お客様からの依頼がない限り、訪問して設備の点検を行ったりすることはありません。

不審な訪問があったら、契約前に、水道局へ身元の確認を行ってください。

訪問販売では、3,000円未満の取引であっても、代金の支払いやサービスの提供が後日であればクーリング・オフができます。

(その場で清掃が終わると同時に支払いが済んだ場合は、クーリング・オフ制度の適用外です。)

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。



おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル ☎188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)
佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)
島原市消費生活センター
(0957-62-9100)
諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)
大村市消費生活センター
(0957-52-9999)
平戸市消費生活センター
(0950-22-4222)
松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)
壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)
五島市消費生活センター
(0959-72-6144)
西海市消費生活センター
(0959-37-0145)
雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)
南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)
各町にも相談窓口があります